

令和 7 年 11 月 25 日

広 島 県 知 事
湯 崎 英 彦 様

広島県公共事業評価監視委員会
委員長 竹 田 宣 典

令和 7 年度広島県公共事業の再評価に関する意見書について

本委員会では、広島県農林水産局及び土木建築局所管の公共事業について、「広島県公共事業評価監視委員会運営要領」第 2 条第 1 項の規定に基づいて令和 7 年度の対象事業について審議し、別紙のとおり委員会としての意見を取りまとめましたので、ここに意見書として提出いたします。

今後の公共事業の実施に当たっては、意見書の内容を尊重いただくとともに、効率的な事業執行や透明性の確保が一層図られるよう努力していただきますようお願い申し上げます。

広島県公共事業の再評価に
関する意見書

令和7年11月25日

広島県公共事業評価監視委員会

広島県公共事業評価監視委員会委員名簿

委員長 竹田 宣典 のぶふみ たけだ ひろのぶ
広島工業大学大学院教授

河合 研至 けんじ かわい
広島大学大学院教授

西本 尚士 たかし にしもと
広島県商工会議所連合会幹事長

藤原 眞由美 まゆみ ふじわら
税理士

宮野 元壯 げんそう みやの
元神石町長

渡邊 一成 かずなり わたなべ
福山市立大学大学院教授

はじめに

本委員会は、公共事業の効率性や実施過程の透明性の向上を図るため、知事の諮問機関として平成10年8月に設置され、委員会では、平成10年度から令和6年度まで、累計で467の事業を審議してきた。

28年目となる今年度は、土木建築局所管の4事業及び農林水産局所管の2事業について審議を行い、中でも、広島県公共事業評価監視委員会運営要領（以下「運営要領」という。）第2条第1項及び第2項に基づき、抽出した4事業については、重点的に審議を行ったところである。

令和7年10月31日に開催した委員会において、各事業に関する詳細な資料をもとに、県の事業担当部局の説明を聴取しながら、慎重に審議を行った。

この意見書は、委員会の総意として、その結論をとりまとめたものである。

なお、この間、県の事務担当部局並びに各事業担当部局の関係各位に、資料の作成及び事業の説明等で御尽力をいただいたことに対し、この紙面を借りて謝意を表する次第である。

令和7年11月25日

広島県公共事業評価監視委員会

委員長 竹田 宣典

1 再評価の実施事業

事業区分	事業名	施設名等	事業箇所の市町名	重点審議対象事業	所管局・課名	
					局	課
河川	広域河川改修	一級河川芦田川水系 御調川	尾道市 府中市	○	土木建築局	河川課
	特定都市河川浸水被害対策推進事業・浸水対策重点地域緊急事業	一級河川江の川水系 多治比川	安芸高田市	○		河川課
	特定都市河川浸水被害対策推進事業・浸水対策重点地域緊急事業	二級河川本川水系 本川	竹原市	○		河川課
街路	街路	都市計画道路 栗柄広谷線	府中市	—	農林水産局	都市環境整備課
土木建築局所管事業				小計 4事業		
農業 農村	県営ほ場整備事業	東高屋地区	東広島市	○	農林水産局	農業基盤課
	県営ほ場整備事業	西大田地区	府中市	—		農業基盤課
農林水産局所管事業				小計 2事業		
合計 6事業						

2 審議等の経過

第 56 回委員会【10月 31 日】

内容

令和 7 年度の再評価対象となる土木建築局所管 4 事業及び農林水産局所管 2 事業について、事業ごとに事業概要、必要性、進捗状況、事業を巡る社会経済状況の変化、費用対効果、代替案・コスト縮減の可能性、その他について、資料により事業担当課から説明を受け、それに基づいて事業実施の妥当性について審議した。

意見書については、委員長が委員との合議の上で最終的な意見書を作成し、知事に提出することで合意がなされた。

I 広域河川改修事業：一級河川芦田川水系御調川

(1) 事業概要

- ① 事業箇所 府中市～尾道市
- ② 規模等 改修延長：6,000m 計画流量：720～660 m³/s (1/30)
- ③ 全体事業費 8,221 百万円（前回の再評価時と同額）
- ④ 工期 平成 17 年度～令和 21 年度（前回の再評価時と同じ）

(2) 再評価の事由

前回の再評価後 5 年が経過した時点で継続中の事業であるため

(3) 審議内容

① 事業の内容と必要性

現況河道は狭小なため、過去豪雨による浸水被害が生じており、その解消にむけた河道を確保するための河川改修を実施するものである。

近年では平成 10 年に浸水区域 53ha、浸水家屋 21 戸の被害が発生している。また、平成 30 年 7 月豪雨により、床上浸水を含む洪水被害が発生している。

② 事業を巡る社会情勢及び必要性等の変化

国勢調査によれば、主な事業箇所である府中市の人口は、平成 27 年の 40,069 人に対し、令和 2 年は 37,655 人と減少している。また、世帯数は、平成 27 年の 15,039 世帯に対し、令和 2 年は 15,030 世帯と減少しているが、いずれも事業の必要性を見直さなければならない大きな変化はない。

③ 進捗状況と今後の見通し

令和 3 年 7 月・8 月豪雨等で被災した他の河川の再度災害防止対策に最優先で取り組む必要があり、これらの状況を踏まえ、今後の見通しがたった時点で、事業スケジュールを精査するとされているが、引き続き整備を促進し、事業効果発現に努められたい。

④ 事業費の増減と現時点での費用便益比

前回の再評価時と比較し、全体事業費に増減はない。費用便益比 B/C については、「治水経済調査マニュアル（案）（R 7.7 国土交通省 水管理・国土保全局河川計画課）」に準拠して行われた分析によれば、評価期間を供用開始後の 50 年間、社会的割引率を 4.0% とした結果、前回の 2.3（総便益（B）：15,671 百万円、総費用（C）：6,772 百万円）から 4.5（総便益（B）：29,561 百万円、総費用（C）：6,519 百万円）と増加している。

(4) 結論

事業の必要性と費用便益比を勘案し、当該事業の継続実施については適当と判断する。

関係各位には、予定としている令和 21 年度までに事業を完了させ、計画どおりの事業効果が得られるよう一層努力をお願いする。

II 特定都市河川浸水被害対策推進事業・浸水対策重点地域緊急事業：一級河川江の川水系多治比川

(1) 事業概要

- ① 事業箇所 安芸高田市
- ② 規模等 改修延長：5,200m 計画流量：200～290 m³/s (1/30)
- ③ 全体事業費 12,520 百万円 (当初評価時は 9,420 百万円)
- ④ 工期 令和4年度～令和23年度 (当初評価時と同じ)

(2) 再評価の事由

知事が特に必要と認める事業であるため（補助事業計画変更）

(3) 審議内容

① 事業の内容と必要性

多治比川では令和3年8月洪水において床上浸水105戸、床下浸水126戸の浸水被害が生じている。概ね30年に1回発生すると予想される洪水に対して安全に流下できるようにするとともに、令和3年8月洪水の流量に対して、浸水被害の防止を図る必要がある。

② 事業を巡る社会情勢及び必要性等の変化

多治比川の下流は安芸高田市の中心市街地となっており、公共施設や病院、国道54号等の主要交通網が存在している。近年は大幅な宅地造成等の開発は行われておらず、最新の国勢調査メッシュデータによると、安芸高田市の人口は、平成27年の29,488人に対し、令和2年は26,448人と、減少している。また、世帯数は、平成27年の11,657世帯に対し、令和2年は11,060世帯と減少しているが、多治比川流域における社会・経済状況に大きな変化はなく、事業の必要性を見直さなければならないような大きな変化はない。

③ 進捗状況と今後の見通し

「令和3年豪雨 改良復旧プロジェクト」として実施中の2.9kmについては令和9年度の完成予定としていたが、用地補償対象の増加に伴う補償交渉及び取得手続き等に時間を要するため、令和12年度の完成予定とされているものの、事業進捗は概ね計画通りに進捗しており、着実に工事が進められている。

④ 事業費の増減と現時点での費用便益比

当初評価時と比較し、全体事業費が125.2億円と、31億円増加しているが、これは、橋梁架替に伴う周辺道路の変更によって、沿道家屋等への影響が生じたため補償対象が増加し、用地補償費が増額となったものである。

費用便益比B/Cについては、「治水経済調査マニュアル（案）（R7.7国土交通省 水管理・国土保全局河川計画課）」に準拠して行われた分析によれば、評価期間を供用後の50年間、社会的割引率を4.0%とした結果、当初の28.1（総便益（B）：254,348百万円、総費用（C）：9,051百万円）から24.6（総便益（B）：306,059百万円、総費用（C）：12,426百万円）と減少している。

(4) 結論

事業の必要性と費用便益比を勘案し、当該事業の継続実施については適当と判断する。

関係各位には、「令和3年豪雨 改良復旧プロジェクト」として実施中の2.9kmについて、住民の理解を得て速やかに用地買収を終わらせて工事を推進するとともに、予定としている令和23年度までに事業を完了させ、計画どおりの事業効果が得られるよう、一層の努力をお願いする。

III 特定都市河川浸水被害対策推進事業・浸水対策重点地域緊急事業：二級河川本川水系本川

(1) 事業概要

- ① 事業箇所 竹原市
- ② 規模等 改修延長：1,050m 計画流量：20 m³/s (1/20)
- ③ 全体事業費 5,035 百万円（当初評価時は 3,020 百万円）
- ④ 工期 令和3年度～令和29年度（当初評価時は令和3年度～令和22年度）

(2) 再評価の事由

知事が特に必要と認める事業であるため（補助事業計画変更）

(3) 審議内容

① 事業の内容と必要性

本川流域では平成30年7月豪雨により266戸、令和3年7月の豪雨により256戸の甚大な家屋浸水被害が発生した。再度災害防止の観点から河道拡幅・河道掘削、橋梁架替等の河川改修を行うこととしている。

② 事業を巡る社会情勢及び必要性等の変化

本川の下流は竹原市の中心市街地となっており、公共施設や病院、国道185号等の主要交通網が存在し、たけはら町並み保存地区にも指定されている。近年は大幅な宅地造成等の開発は行われておらず、最新の国勢調査メッシュデータによると、竹原市の人口は、平成27年の26,426人に対し、令和2年は23,993人と、減少している。また、世帯数は、平成27年の11,204世帯に対し、令和2年は10,682世帯と減少しているが、本川流域における社会・経済状況に大きな変化はなく、事業の必要性を見直さなければならないような大きな変化はない。

③ 進捗状況と今後の見通し

「令和3年豪雨 改良復旧プロジェクト」として実施中の0.7kmについては令和8年度の完成予定としていたが、用地補償対象の増加に伴う補償交渉及び取得手続き等に時間を要するため、令和10年度の完成予定とされている。また、地質条件の変化に伴う工法変更の影響等を踏まえ、事業期間を精査したことにより、事業期間を令和29年度まで延長がされているものの、着実に工事が進められている。

④ 事業費の増減と現時点での費用便益比

事業費については、地質条件の変化に伴う工法変更や物価・人件費高騰の影響を受け、測量試験費や本工事費が増加したこと、橋梁計画の見直しにより、補償対象家屋が増減したことに伴い、用地補償費が微減となったことなどを反映させた結果、全体事業費が50.4億円と、当初評価時と比較し、20億円増加している。

費用便益比B/Cについては、「治水経済調査マニュアル（案）（R7.7国土交通省 水管理・国土保全局河川計画課）」に準拠して行われた分析によれば、評価期間を供用後の50年間、社会的割引率を4.0%とした結果、当初の1.4（総便益（B）：3,749百万円、総費用（C）：2,620百万円）から1.2（総便益（B）：5,910百万円、総費用（C）：4,918百万円）と減少している。

(4) 結論

事業の必要性と費用便益比を勘案し、当該事業の継続実施については適当と判断する。

関係各位には、「令和3年豪雨 改良復旧プロジェクト」として実施中の0.7kmについて、住民の理解を得て速やかに用地買収を終わらせて工事を推進するとともに、予定としている令和29年度までに事業を完了させ、計画どおりの事業効果が得られるよう、一層の努力をお願いする。

IV 県営ほ場整備事業：東高屋地区

（1）事業概要

- ① 事業箇所 東広島市
- ② 規模等 区画整理：62.1ha
- ③ 全体事業費 2,380 百万円
- ④ 工期 令和2年度～令和11年度

（2）再評価の事由

事業採択後一定期間（5年）が経過した時点での事業であるため

（3）審議内容

① 事業の内容と必要性

本地区は、総じて農地が不整形で農道も狭小であるため、農業機械の中・大型化が困難であり、農作業効率が悪いことから、担い手への農地集積に際し大きな阻害要因となっている。このため、基盤整備により優良農地への利用集積を図り、農業生産の省力化を進め、持続性の高い農業経営の確立を図るものである。

② 進捗状況と今後の見通し

平成30年7月豪雨災害以降、災害復旧工事を優先的に実施する中、工事発注において不落不調による執行の遅れ等により、事業期間を令和11年度に延長しているが、着実に工事が進められている。

③ 事業費の増減と現時点での費用便益比

当初採択時と比較し、全体事業費が23.8億円と、7.8億円増加しているが、これは、物価・人件費高騰の影響や法面保護工の追加、埋蔵文化財発掘調査の追加により、測量試験費や本工事費が増加したものである。

費用便益比B/Cについては、「土地改良事業の費用対効果分析マニュアル（農林水産省農村振興局整備部）」に準拠して行われた分析によれば、評価期間を供用後の40年間、社会的割引率を4.0%とした結果、当初の1.1（総便益（B）：1,483百万円、総費用（C）：1,374百万円）から1.1（総便益（B）：2,990百万円、総費用（C）：2,808百万円）と横ばいとなっている。

（4）結論

事業の必要性と費用便益比を勘案し、当該事業の継続実施については適当と判断する。

関係各位には、予定としている令和11年度までに事業を完了させ、計画どおりの事業効果が得られるよう、一層の努力をお願いする。

V 県営ほ場整備事業：西大田地区

(1) 事業概要

- ① 事業箇所 世羅郡世羅町
- ② 規模等 区画整理：42.0ha
- ③ 全体事業費 970 百万円
- ④ 工期 令和2年度～令和8年度

(2) 再評価の事由

事業採択後一定期間（5年）が経過した時点での事業であるため

(3) 審議内容

① 事業の内容と必要性

本地区は、昭和30年代に面整備された農地であり、区画は狭小で農道も狭く農業機械の大型化が困難であるとともに用排水路の分離も十分でないことから営農効率が悪い。このため、基盤整備により地区内農業生産法人へ優良農地の集積を図り、農業生産の省力化と高収益作物への転換を進め、持続性の高い農業経営の確立及び本地域の農業競争力向上を図るものである。

② 進捗状況と今後の見通し

平成30年7月豪雨災害以降、災害復旧工事を優先的に実施する中、工事発注において執行計画の見直しを行い、事業期間を令和8年度に延長しているが、着実に工事が進められている。

③ 現時点での費用便益比

当初採択時と比較し、全体事業費が9.7億円と、1.5億円増加しているが、これは、物価・人件費高騰の影響や事業エリアの追加等により、測量試験費や本工事費が増加したものである。

費用便益比B/Cについては、「土地改良事業の費用対効果分析マニュアル（農林水産省農村振興局整備部）」に準拠して行われた分析によれば、評価期間を供用後の40年間、社会的割引率を4.0%とした結果、当初の1.3（総便益（B）：1,092百万円、総費用（C）：819百万円）から1.1（総便益（B）：1,739百万円、総費用（C）：1,629百万円）と減少している。

(4) 結論

事業の必要性と費用便益比を勘案し、当該事業の継続実施については適当と判断する。

関係各位には、予定としている令和8年度までに事業を完了させ、計画どおりの事業効果が得られるよう、一層の努力をお願いする。

VI 街路事業：都市計画道路 栗柄広谷線

(1) 事業概要

- ① 事業箇所 府中市高木町～府中市栗柄町
- ② 規模等 道路延長：1.3km 車道幅員：6.0～6.5m (全幅員：14.5～18.0m)
- ③ 全体事業費 11,131 百万円 (前回の再評価時は 7,770 百万円)
- ④ 工期 平成 17 年度～令和 11 年度 (前回の再評価時は平成 17 年度～令和 6 年度)

(2) 再評価の事由

前回の再評価後 5 年が経過した時点で継続中の事業であるため。

(3) 審議内容

① 事業の内容と必要性

都市計画道路栗柄広谷線は、府中市中心部と、国道 2 号を経由し山陽自動車道福山西 IC や福山市・尾道市中心部へとつながる路線であり、また、府中市の骨格となる南北軸を形成し、市街地北部の工業団地へのアクセス機能を強化する幹線道路として位置づけられている。

しかし、本事業区間は幅員狭小 (W=4～6 m) で大型車両の離合が困難な状況であり、また、扇橋の北詰は複雑な交差点形状であることから、自動車が錯綜し、交通事故を誘発している。

これらの課題を改善するため、本事業を推進していく必要がある。

② 事業を巡る社会情勢及び必要性等の変化

国勢調査によれば、府中市の人口は、平成 27 年の 40,069 人に対し、令和 2 年は 37,655 人と、減少している。

また、事業箇所である府中市栗柄町の交通量は、道路交通センサスによれば、平成 27 年度の 7,603 台/日から、令和 3 年度は 7,475 台/日と減少している。

また、本事業区間は、広島県第一次緊急輸送道路（広島県緊急輸送道路ネットワーク）に位置づけられており、大規模災害時に救命活動・物資輸送などを迅速かつ確実に実施するための安全・安心の確保という、数値に現れない効果が期待され、本事業の必要性についての変化はない判断する。

③ 進捗状況と今後の見通し

用地交渉の難航及び河川管理者との協議において旧橋の撤去に係る仮設工が必要となったことにより、事業期間が延伸となっているものの、令和 11 年度内の完了に向け、着実に工事が進められている。

④ 事業費の増減と現時点での費用便益比

前回の再評価時と比較し、全体事業費が 111.3 億円と、33.6 億円増加しているが、これは、現道交通の影響に配慮した施工計画の見直しや支持力不足に伴う地盤改良工事の追加、旧橋撤去に係る仮設工の増、物価上昇等により工事費が増加することとなったものである。

費用便益比 B/C については、「費用便益分析マニュアル (R7 国土交通省 道路局 都市局)」に準拠して行われた分析によれば、評価期間を供用後の 50 年間、社会的割引率を 4.0% とした結果、前回の 1.5 (総便益 (B) : 12,227 百万円、総費用 (C) : 8,263 百万円) から 1.2 (総便益 (B) : 16,086 百万円、総費用 (C) : 13,981 百万円) と減少している。

⑤ その他特記すべき事項

本事業区間は、広島県第一次緊急輸送道路（広島県緊急輸送道路ネットワーク）に位置づけられている。

当該区間の整備により、走行性が大きく向上するため、大規模災害直後の救命活動・物資輸送などを迅速かつ確実に実施するなど、大規模災害時の安全・安心の確保の観点から、極めて重要な路線である。また、府中市・甲奴郡上下町の合併に伴う合併支援道路に位置付けられている。

(4) 結論

事業の必要性と費用便益比を勘案し、当該事業の継続実施については適當と判断する。
関係各位には、予定としている令和 11 年度までに事業を完了させ、計画どおりの事業効果が得られるよう、一層の努力をお願いする。

おわりに

今年度の事業再評価の審議の結果、本委員会は、対象となった6事業のいずれもその継続を認める旨、提言することとした。

対象となった全ての事業について、詳細な検討を行ったが、各事業にはいくつかの課題はあるものの、その必要性は現時点においても計画当初や前回再評価時と変わりはなく、費用便益比も確保されていることを確認した。

本意見書では、それぞれの事業の継続可否についての結論とその理由等に加えて、審議の過程において指摘した主な課題等についても併せて述べているので、今後の事業執行において、これらの諸課題については是非ともご留意いただきたいと考える。

公共事業を取り巻く環境は、本委員会の設置当初と比べても大きく変わっており、継続中の事業において、必要性が認められるものの、財政的な制約や用地取得によって進捗が伸び悩んでいる事業が見られる。今後の事業の執行には、限られた予算の中での事業効果の早期発現のために、社会・経済状況や、県民のニーズの変化を的確に把握すると共に、効率性を重視した観点からの事業計画の再検証が重要な視点となっている。したがって、本事業再評価制度は今後も重要な役割を担うものと考えている。

本委員会としては、今後も、再評価制度の対象事業の一つ一つについて、より厳格な審査を実施していくことになるが、事業主体者である貴県においては、全ての事業の執行において、常にこの再評価の視点を意識しながら、コスト縮減と、事業効果の早期発現に対する弛まぬ努力を継続されるよう強く要望する。